




つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 9 月 26 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 21 号

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

文化財保護審議会	委員	日額	6,000円
----------	----	----	--------

」を

「

文化財保護審議会	委員	日額	6,000円
学校運営協議会	委員	年額	12,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。